

# 災害時における医薬品等安定供給確保マニュアル

策定日：平成10年（1998年）3月

改訂日：令和2年（2020年）3月12日

## I 目的

このマニュアルは、県内で大規模・広域的な災害（以下「災害」といいます。）が発生した際に、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく医療として熊本県（以下「県」といいます。）が行う医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」といいます。）の供給に係る医療救護（以下「医薬品等の供給」といいます。）に関して、熊本地震への対応を踏まえ、熊本県地域防災計画及び熊本県災害時医療救護マニュアルに関する関係者間の細則として、平成10年3月に策定したものを全面改訂するものです。

なお、このマニュアルには、熊本県赤十字血液センターが供給する輸血用血液製剤、及び避難所等における感染症の予防等の防疫活動の用に供する医薬品等の取扱いは含みません。

## II 平時の対応

### 1. 薬業団体との災害時応援協定の締結

県は、県内の薬業団体との間で次のとおり災害発生時における医薬品等の供給に関する災害時応援協定（以下「協定」といいます。）を締結し、社会情勢の変化等に合わせ、適宜、協定内容の見直しや新たな協定の締結を行います。

- ・災害薬事コーディネーター、薬剤師班の派遣：公益社団法人熊本県薬剤師会
- ・備蓄医薬品等の搬送、医薬品の調達納入：熊本県医薬品卸業協会
- ・医療用ガスの調達納入：一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部医療ガス部門
- ・医療機器、用具の修理、交換等、調達納入：熊本県医療機器協会
- ・歯科用機器、用具の修理、交換等、調達納入：熊本県歯科用品商組合
- ・マンパワーの確保：熊本県製薬協会、一般社団法人熊本県医薬品登録販売者協会、一般社団法人熊本県医薬品配置協会

### 2. 県薬剤師会の医療救護体制の整備

- ① 公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「県薬剤師会」といいます。）は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備し、また、大規模災害時における災害支援活動に関する協定第2条による災害支援活動計画（以下「災害支援活動計画」といいます。）を策定し、毎年度当初に県に提出するものとします。
- ② この災害支援活動計画には、II-1の協定に基づく要請に対する災害薬事コーディネーター、薬剤師班、及びモバイルファーマシーの派遣計画、また、拠点供給医薬品等標準リスト(II-4-②)の策定を含むものとします。

### 3. 災害時応援協定締結団体との連絡体制の確保

- ① 県は、発災直後の混乱期においても、県とII-1の協定を締結する団体（以下「協定締結団体」といいます。）と、また、各協定締結団体間の情報収集・情報伝達が円滑に行えるよう、連絡体制を整備します。
- ② 各協定締結団体は、通信手段の多重化を考慮した各団体内の緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を作成のうえ、毎年度当初に県に提出するものとします。また、内容に変更があった場合は速やかに更新し、県に提出するものとします。

### 4. 医薬品等の備蓄・確保

#### ① 県が行う初動医療のための医薬品等の備蓄

県は、熊本県災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱に基づき、初動医療のための医薬品等6千人分を、薬剤師による管理のもと、県下6箇所分散して備蓄します。

なお、備蓄品目のうち、医薬品に関しては、九州・山口9県で日赤救護班の備蓄医薬品目に統一し

ています。

## ②拠点供給医薬品等標準リストの策定及び医薬品等卸業団体における医薬品等の確保

県薬剤師会は、平成 28 年熊本地震での医薬品等の供給実績等を踏まえ、医薬品等供給拠点(Ⅲ-5)で供給する医薬品等のリスト(拠点供給医薬品等標準リスト)を策定し、毎年度当初に県に提出するものとします。

県は、このうち、急性期(発災後1週間まで)に供給する医薬品等のリストを、医薬品等の調達納入に関する協定締結団体(以下「医薬品等卸業団体」といいます。)に提示し、医薬品等卸業団体は、このリストのうちの取扱品目について、5拠点及びモバイルファーマシー・1~3日分の確保(流通備蓄)に協力するものとします。

## 5. 医薬品等の搬送体制の確保

医薬品等卸業団体の会員は、災害発生時に災害対策基本法に基づく交通規制が行われた際の医薬品等の搬送体制を確保するため、協定に基づく医薬品等の搬送の用に供する全車両について、規制除外車両事前届出を行い、医薬品等卸業団体は、会員の届出状況を把握し、この状況を毎年度当初に県に提出するものとします。

## 6. 研修、訓練の実施

県、及び協定締結団体は、災害時の医療救護全般に関するスキルアップや医薬品等の供給に関する体制の維持強化を図るため、定期的に研修や訓練を実施するものとします。

## Ⅲ 災害発生時の対応(熊本県災害時医療救護マニュアルの内容を一部再掲)

### 1. 初動期における医薬品等取扱施設等の被災状況等の情報収集

- ① 県は、発災直後から、医薬品等卸業団体からの医薬品等の調達の可否、被災地域の薬局、医薬品等の製造や販売を行う施設の被災状況等の情報収集を行います。
- ② 各協定締結団体は、県が行う①の情報収集に協力するとともに、自らの団体内の緊急連絡網(Ⅱ-3-②)に従い、会員の被災状況及び業務継続の可否について情報収集を行い、その結果を判明の都度、速やかに県に報告するものとします。

### 2. 災害薬事コーディネーターの派遣要請

県は、保健医療調整本部を設置後、直ちに、「熊本県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定」に基づき、県薬剤師会に災害薬事コーディネーターの保健医療調整本部への派遣を要請します。

### 3. 薬剤師班の派遣要請

県は、保健医療調整本部における医療救護活動の調整に基づき被災地の救護所や避難所(以下「救護所等」といいます。)において医薬品等の供給を行う場合、また、医薬品等の集積所(以下「集積所」といいます。)を県内に設置する場合は、直ちに、「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」に基づき、県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請します。

### 4. 医薬品等の調達

- ① 県は、県下の被災状況やⅢ-1の情報収集の結果等に基づき、医薬品等卸業団体から医薬品等の調達が可能と判断した場合は、医薬品等の調達納入に関する協定に基づき、医薬品等卸業団体に調達納入を要請します。
- ② 県は、初動医療において①に依り難いと判断する場合は、医療救護班等の要請に応じて、「災害時における医薬品等の搬送・供給に関する協定」に基づき、熊本県医薬品卸業協会に、県が備蓄する医薬品等の救護所等への搬送を要請します。なお、県の備蓄する医薬品等のみでは不足する場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき他県に医薬品等の提供支援を要請します。
- ③ 県は、初動期以降の医薬品等の供給に関しても①に依り難いと判断する場合は、国や他の都道府県に医薬品等の提供支援を要請します。

## 5. 医薬品等供給拠点の設置

- ① 県は、救護所等において医薬品等の供給を行う場合には、被災地域の主要な救護所を「医薬品等供給拠点（以下「拠点」といいます。）」と定め、その救護所において供給する医薬品等の他、その地域周辺の他の救護所やその地域で活動する医療チームの医薬品等の需要を取りまとめ、一括して発注及び供給を行います。
- ② 県は、拠点責任者としての薬剤師（県薬剤師会所属の災害薬事コーディネーターが望ましい）の派遣を県薬剤師会に要請します。
- ③ 拠点責任者は、拠点供給医薬品等標準リスト(Ⅱ-4-②)の範囲内を原則として①の医薬品等の発注及び供給管理の業務を行うものとします。
- ④ 拠点からの医薬品等の発注先は、医薬品等卸業団体、或いは集積所とします。

※拠点供給のスキームは別図のとおり

## 6. 集積所の設置、運営

- ① 県は、発災発生後に集積所を県内に設置する場合には、集積所責任者としての薬剤師（県薬剤師会所属の災害薬事コーディネーターが望ましい）の派遣を県薬剤師会に要請します。
- ② 県は、Ⅲ-3の他、集積所において医薬品等の仕分け作業等に従事する者の派遣を、「災害時におけるマンパワーの確保に関する協定」を締結する団体に要請します。

